

北九州市農業委員会
第30回東部部会会議（令和7年度1月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年1月9日（金）午前10時00分～午前10時45分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	村田紘	酒井一生
古田仁重	瀬戸克哉	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 木村博美

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	田上 係長	吉田 主任
岩本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第165号	使用貸借権の解約について	2件
報告第166号	非農地証明願について	3件
報告第167号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第168号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第169号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件

【議 案】

議案第76号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第77号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和7年度第30回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に事務局による読み上げは省略します。議案書の10ページをお開きください。議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、門司区恒見地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第76号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字恒見の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、新規営農にはなりますが、申請地付近の親類の農地において、耕作を手伝っており、経験者として、面接は行わない判断となっています。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項及び第3項、小倉南区大字山本地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

議案第76号第2項及び第3項について、いずれも、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字山本の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案76号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第77号第1項について、申請地は、JRの志井駅から、おおむね300m以内にある農地のため、第3種農地です。建設会社が無蓋資材置場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われれます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 77 号につきましては、許可相当と決定いたします。

ここで事務局からの説明がございます。しばらくお待ちください。

事務局

事務局からご説明いたします。

11 月に一般議案として付議いたしました A 氏の用途変更議案の審議につきましては、部会の中で、運営委員一任とし、12 月議会において、中村部会長から A 氏に係る農業委員会の是正指導の経過とともに、運営委員の決定についてご報告いただいたところです。

その際今後の議事運営にあたっては、暫時休憩挟みつつ審議を尽くし、部会での採決を経るとのご発言をいただいたところでございます。

しかしながら今回、福岡県農業会議より運営委員の決定の報告をもって、部会の議決を経たということにはならず、改めて部会での議決を得ることが必要であるとの指摘をいただきました。

これひとえに、部会の経緯がすべてであると思ひ込み、農業会議等の専門部署への確認不足のまま案件を進めてしまった、議事運営責任者の私の責任であり、誠に申し訳なく存じております。

また私より知識と経験のある事務局職員からの進言があったにもかかわらず、判断を改めることまではいたしませんでした。心からお詫び申し上げます。

このたびの、農業会議からの指摘を踏まえまして、再度 11 月の一般議案につきまして、事後議決となりますが、正式な議決を経た上で、今後の許可申請議案をご審議いただくためにも、改めて、A 氏のいちご農園実施に係る用途区分変更についてご審議をいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、事務局長の私の判断ミスによって、皆様にご面倒おかけすることに対してお詫び申し上げ、何卒ご協力を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長

具体的な説明は。

事務局

詳細については、こちらからお手元の A 3 の資料をもってですね、ご説明させていただければと思います。A 氏が実施しようとしております計画。まず、イチゴハウスを新設いたします。イチゴを育てる上で育苗が 1 月になります。それから直売所を新設し、来場者駐車場を設ける、こういった全体計画になっています。

こちらが、農振農用地ですので、これらの施設を整備する上では、農業用施設用地へ変更する必要がありましたので、11 月の一般議案において、農振計画の用途区分の変更を議案として上程したところでございます。しかしながらですね、こちらを審議する時前段階で、様々な A 氏に関する違反転用があったということで、こちらは 11 月に付議かける前にですね、8 月に現地調査を行って、実際にその A 氏のこの現場を委員の皆さまにご覧いただきました。その中で、複数の違反転用がございました。

大きなところで言いますと、勝手に砂利敷きをされていた、駐車場予定地としていたところが、農業器具置き場であったり、作業場として利用するために砂利敷き

をされていた。それから、イチゴハウスを建設する隣にも作業場見込みとして砂利敷きをされ、イチゴハウスのところもです。実際には、ここは水害の被害があり得るということで、計画よりもさらに1メートル高く盛土をし、擁壁についてもさらに高く、最大で1.8メートルの擁壁を組んできた。

最後にですね、こちらの隣地のB氏の土地にも絡んでくるんですけれども、黄色で囲んでいるところ、こちら作業場の見込みとして隣地にはみ出して砂利敷きをされていたといったところがございました。

これらの違反転用が解消されない限りは、計画変更までは行きつきませんので、農業委員会から様々な改善の指導を行って参りました。

まず、駐車場予定地なんですけれども、こちらにつきましては、農業用倉庫の出入り口になるので、ここについてはなかなか難しいということで始末書対応ということにはなるんですけれども、他の2面につきましては、できる範囲で、原状回復という措置をとっております。

イチゴハウスの盛土につきましては、本来工事が必要でしたので、一時転用が必要だったんですけれども、そちらについては、始末書対応ということで県にも確認をいたしております。

擁壁につきましては最大1.8メートルでございましたが、これ2メートルを超える場合にはですね、建築基準法の確認申請が必要になって参りましたが1.8メートルというところで、確認申請までは行わなくてもよかったということが、市の建築審査課で確認できました。次のページお願いします。

実際に、10月に現地の調査委員、川江委員、大下委員を含めまして、砂利の剥ぎ箇所を確認いたしております。

さらには、地下埋設物、例えば産業廃棄物などが埋まってないかなども、穴を掘って調べ、特段、瓦礫みたいなものが埋まってはなかったということは確認できております。さらにはですね、今回のこのイチゴの事業を実施するのはA氏でございます。C氏とA氏の両名併記による始末書を提出させております。

その中で、始末書の中に、今後は地域と調和した農業を継続し、地域の振興を図ると言った一文を加えております。

こういった形で、農業委員会として、是正の指導を行って、11月の計画変更のところを、一般議案として上程したといったところでございました。本来であれば11月時点でこちらの説明を踏まえた上でご審議いただくところでもございましたけれども、準備不足で大変申し訳ございませんでした。以上で、説明を終わらせていただきます。

部会長

本来ですね、11月のこの部会で審議をしている内容とすべて一緒でございまして、その内容についての追加の説明というとらえ方でよかろうかと思えます。何か、ご意見、ご質問等がございました。

山本委員

C氏とA氏から、この土地になっていたと前回、説明聞いたときに思ったんですが、これはもう土地、本人の土地に変わっているっていう、生前贈与されている……

部会長

C氏名義の土地だと思います。

山本委員 C氏に相続されているということですかね。こちら多分三代ですよ、C氏という方が・・・こちらの名義に代わっているということは今の父親がこの方に生前贈与でとまっているんですよ。

部会長 本日は一連の流れの中での11月の案件でですね、それに補正する形で、本来、今日お配りしました、議案書の削除された部分ですね、足りなかった部分について、本来は出てくる案件が、今日削除された部分でございますので、何卒ご理解をいただきたいと思っております。

事務局 対象の土地につきましては、贈与で3条の移転、贈与によりD氏からC氏に権利が移転しております。今後、この事業を実施する上でC氏からA氏への3条の使用貸借を行う予定にしております。

山本委員 いや、単純な質問というか、疑問なんですけどね。生前贈与ってお金が高いという話を聞いたもので参考になればと思っております。

事務局 手元の資料によればですね、平成28年7月28日にD氏からC氏への贈与による所有権移転が行われていると、いうことで。

山本委員 例えば、生前贈与って簡単にできるのかなど。参考までに教えていただこうと思っております。

清水委員 これ、さっき議案書の方から外された、1項から3項の部分ですよ。9ページの、この件に関してはD氏からC氏に贈与されていると。それをこの事業を行うA氏に貸借にするってそれが贈与であろうがどうかというのは、これは農業委員会と全くタッチするようなことじゃないと思っております。その件に関しては、ここで審議するのはどうかなというところじゃないですか。

部会長 他に何かございませんか。

平林委員 こういような案件でね、進められて、A氏のときにこうやったやないかと、やっぱりいろいろ言われたときにね、農業委員会がどういう返答するか。それをよく知った上でね、事務局は、そういうことをせんようにしていかなと。ずるずるといったらみんな続くよ。私はそれだけ、私は今期でやめるけどね。地元の方にね、そういうことしよったときには、これは違うんじゃないかというぐらいの気持ちは、委員はみんな思っけて気を付けている、現地調査しよるんやけ。私はそれだけ言いたいから言います。以上です。

部会長 ありがとうございます。他にございませんか。

清水委員 前回この審議のときも言ったと思うんですけど、実際にこういう事業を行うにあ

たつては、おそらく、市なりの補助金が出ていると思います。実際、そのときって
いうのは、農政事務所の方が、こういう農振農用地だとかそういう形のものが確実に
わかっているわけですよ。それをなんで、部屋は同じフロアにあって、隣同士
にあるんですからその辺の繋がりだが、今後もこういう形っていうか今、平林委員
が言われたように出てくる可能性ってのは、非常に高いと思うんですよ。
だから、そこの繋がりをうまくやれば、今回は勝手に順番が違ったっていう、経緯
だと思うんですよ。

で、それやったら私なんか、これ20年以上前にもうこれと同じようなことをやっ
てるんですよ、実際。ですけどその時は県、国の事業だったもんですから、最初
っからこういうふうに進めます、埋めます、砂利敷きしますっていう許可を取って
やった。今回はそれがなくて、やっている。それに対して、砂利を剥いだりだ
とかその辺の、要は懲罰っていうかそういう作業、今回入っています。

ましてや、A氏の方からの今後一切ありませんだとかいうこういう始末書も出て
いるのであれば、前回の会議のように認めているんじゃないかと。これはもう事業
として認めましょうという、結論が出たっていうふうに私は認識しているんですけ
ど。

大庭会長の方から市長宛に出している、すいません、市長の方から大庭会長宛に
出ている文章がありますよね。これ回答期限ってというのが令和7年の11月12日っ
てなっている部分の等、原案通り了承する、もしくは原案に了承できないとの意見
を記入してくださいってありますよね。これは前回のときに、もう承認するって
いう形で、この会自体は動いたんじゃないかっていうふうに私は認識しているんです
けど、いかがでしょうか。

部会長

まさにおっしゃる通りでございます。11月ですね、この部会の席で私の至らな
さもあってあるに形だったんですが、正直私がですね、いわゆる執行部一任ですよ
ね。中で言うところの賛同を取り付けて結論を出したという行為がですね、いわゆ
る認められないというのは、私が知ったのがですね、12月の下旬なんですよ。

実は私、11月の部会でですね、事務局には、ああいうふうな決め方をしたのがい
いんだろうかと。どうも気になるという相談はしております。その時点ではですね、
何ら法的不備はありませんという返答だったので、不備がないならいいのかという、
そういう私の判断ですよ。

しかしその11月のその時点で、もう市長には回答しているわけですよ。一応形な
りにもその承認するという決定がなされた。みなされたので市長には、OKですと
いうのも返答しております。でしてあって、しかもそれが本当はよくないことなん
だというのがわかったのは、12月の下旬なわけで。

改めてそのように皆さんに承認をいただかなくちゃいけないような事態になっ
たので、今の説明に至っておりますこれがすべてです。

清水委員

いやいや、だからそれじゃ、ここで承認しましたっていうことであれば申し訳な
いんですけど、この案件に関しては反対なのか、承認なのか、決を取ったっていい
じゃないですか。

部会長 否決ができないというですね、申し訳ないんですけど。

事務局 改めて農業委員会として採決していただきたいということで。

部会長 法的な資料として議事録が残っていますので、その法的な不備がある議決をしたまま、その前に進めないというのが正直なところで、ですから後付けで非常におかしいんですが、時系列で言うと私はこっちの方がおかしいんじゃないかと言ったんですけど、とういのは承認して市長に返答したものをですね、2ヶ月後に改めてその承認するっていうのはそっちの方がおかしいんじゃないかと言ったんですが、いやいやそれよりも、正式な皆さんの議決の方が大切であるという返答でございます。

事務局 申し訳ないですけども、本件については改めて議決を取る必要がございますので、採決をお願いしたいと思っております。

清水委員 だから時系列に考えても、時系列に考えても承認しました、書類を提出、県、市の方に出しました。これじゃ不備があります。これじゃ認められませんっていうのが、今返ってきている回答でしょ、そうじゃないんですか。

事務局 こちらですね、11月の部会長一任ということでもって、了承というふうに私の方で判断いたしまして、市の方には了承で回答しております。部会があった日に回答しております。

清水委員 それでもって出したものに対してそれでは認められませんっていうことで、現状返ってきているわけでしょ。

事務局 こちらについてはですね、私の確認が不行き届きのところもありましたけれども、農業会議の方に、本件について確認いたしましたところ、これは議決を経たことにはなっていないと、という見解が示されましたので、改めて議決をいただきたいということで、今回再度、お願いをしているところでございます。

清水委員 だから言っているのは、再度その時系列に基づいて、こうやって出したけど返ってきました。だから今回またこういう説明をですね。再度説明をして、皆さんからの反対か賛成かって言うと、そこの議決を取って出せば、農業会議の方にもこういう形の承認が取れると思っております。

事務局 本件につきましてはですね、市に対しての回答で農業会議まではですね、そこまでの報告は必要ないんですけども、こちらの手続きについてのご確認を農業会議したところ、採決を取るべきですと、いうことでした。今回議決をいただきましたら、前回の了承という回答が、いわゆる傷がついているものが、今回の議決をいただければですね、それが補完されて、正式な決定になるということでございます。

清水委員 であれば、なおのことそこで、決議をした方がいいんじゃないですか。じゃないと逆にA氏だって、これ宙ぶらりんの状態になっている状態なわけでしょ。だから、それもあって先ほどの案件が次に回そうということですよ。

部会長 転用申請の議案にも正式に審議した上で。

古田俊策委員 本来は・・・農業委員会の形ではないということなんですよ。違法の形であれば、・・・本来は難しいです。報告自体、それを一緒に私言いたいんですよ。

増田委員 農業委員会で、農業委員さんで議決してください。我々は議決権ございません。農業委員さんできちんと話をして、議決したらいいではないですか。だからそのままここで、皆さんでどうですか。

松根委員 すいません、これは農地法に基づいては無効な行為ですよ。農地法に違反するでしょ。

部会長 はい。

松根委員 ですよ、そしたら農地法に基づいて、違反な行為になっているから無効な行為ですよ。無効な行為は、それを追認しても追認自体が無効になるんじゃないですか。こういう事態をきちんと元からやり直させるべきじゃないかと、徹底的に。

各務委員 私のときに事務局に調べていただきまして、追認ということで全体的なものは、何か数多く出ているということです。追認すると無効にはならないというふうに回答いただきました事業から、追認をしていただけないかという形で動いていたと思います。

事務局 11月の部会で運営委員一任という形で決定してはどうかということで、部会長の方から話があり、その時は運営委員一任で了承という形で事務を進めておりました。それで、私の方で、市長に対しての回答の決裁をしたわけですが、後になって、本来、決議が必要であったということで、わかったのが農業会議からの指摘でございました。

 今回ですね、議決をいただければ前回の了承、運営委員に一任という形が正式ではないということですが、一度その回答したものが、正式なものになるということで私の方で、本庁の方にも確認はしたところではございますので、大変申し訳ございません。時系列が変な形にはなっておりますけれども、この今後の転用申請を審査する前にはですね、正式な議決を取った上で、A氏のことを進めさせていただきたいということで、大変恐縮ではございますが、今回議決をいただきたいということでお願いをしておるところでございます。

清水委員 取りましようよね。

部会長

いつもの部会のパターンですと、私が他に何かございませんかと問いかけましたら、皆さんがございませんとという変更をいただいて異議がないようでしたらという、後に続くんですが、この件もそれでよろしゅうございますか。それともそのなりの挙手とか記名とかはあるんですけど。そういう方法をとった方がいいのか、いつも通りでいいのか。

清水委員

今までのやり方は駄目ですよって、言われているわけではないんですよ。いや、今までね、今中村部会長が言われたようなやり方が。

事務局

一任したことを、報告でまだ終わっていて、本来であればこの12月の、部会の際にですね、報告をした際に合わせて議決まで採れば、それが最もスムーズな形であったと思いますが、そこまで行き着かなかったために、今回、改めて議決をいただきたいということです。

事務局

すいません、私の方からですね、変わってご説明させていただきます。非常に分かりにくくて申しわけございません。

今後ですねこの部会の、運営にもかかることですので、ご説明させていただきます。11月に、部会長の方から、運営委員に一任ということでご提案いただいて、その方向で進んでいたんですけども、そもそもなんですけど、総会、部会というのはですね、これ、合議体ですから、皆さんで話し合っ、議決決定をするっていうのがもう大原則というか、もうこれも農業委員会法という法律で決まっています。

先ほどですね、11月の部会ですね、そのときから職員からはですね、それはそういうことで部会で一任というのはできませんよっていうことで、説明をしたんですけども、私どももですね、力を借りずそのまま流すような、ただ中村部会長としては、よかれというご判断で、もう紛糾していたので、一任でどうかということで・・・で、その点についてはすいませんが、それを説明させていただきます。

それで本来、事務局長の説明ではですね、農業会議の方から指摘をされたということ言っていますけれども、そういうことでそもそもですね、大変申し訳ないんですけど、法に照らし合わせると、不十分な状態ということになっております。

はっきりと決定をここでしてからそれから市長の方に提出しないといけないんだけど、今ここではっきりとした決定っていうのが、いわゆる行政的な手続きとしてできていませんという状態がずっと続いている状態です。

それなんですけれども、もう農林課の方はもう会長からの返事が来ているので、もうそれで当然の会長の方から返事が来たからそれに基づいて、その後の事業を進めているということで、そっちはそっちでも進んでいるので。

それをですね、今からもうさかのぼって、・・・を変えますっていうことが難しい状態でございまして、ということで決定はないけれども、もう実際その先は、市の方に進んでいるという状態でございまして、さかのぼってですね、全体的にこれを綺麗にやりますっていうことはできないんですけども、いわゆる行政手続きとして、不完全なところっていうのを、また、安全といいますか事故でもですね、完全にするっていうところが求められますので、その点について、ご理解いただいてですね、ご協力いただければということでございます。

- 清水委員 簡単に考えれば、難しいことはわかりました。簡単に考えればこの件に関して、議決を取りましょうと。それでもって初めて農業委員会として農業委員が、挙手でも何でもいいと思うんですけど、それでもって、ちゃんと決定しましたという書類報告書なり書類が上がっていけば問題ないわけでしょ。採ればいいじゃないですか。
- 各務委員 何もないんですけども、議決を取っていただくのが一番ありがたいことと、前も申し上げましたけれども、これはもう8月ぐらいからずっと現地担当者が同じように、相談をし続けとっての案件で、なおかつ間で、これが追認だったらどうなるという議論をしてきた案件で、その時点で、ここの部会での説明がないからこういうふうな形になっているので、何か問題が起こったときには、全体で見なきゃいけないのでしたら、まず農業委員会の部会を出していただく。そうすると同じことを繰り返したり、同じ質問をしなくても済むと。
- 何回も言いましたように、農政の担当者にも、ストレートになぜ農地のことを聞いてくれんやったのか、隣に農業委員会があるじゃないかというのも指摘しましたが、それは申請するときは必要ないと、なかったから聞けなかったというふうに担当者に言われています。
- そういうことも8月の段階から少しずつ説明すればわかったところなので、これからそれを明確にしていただければ、もっとわかりやすいんじゃないかと個人的な感想ですけど思いますのでよろしくお願いします。
- 清水委員 横の繋がりをお願いします。
- 河内委員 この前、一任ということでありましたよね、一任ということがですね、農業委員の方で、決めていくことだと理解したんですよ。そもそもこの会というのは、推進委員も来ていますよね。物事進めていく中で、本来はどうなんですかね。私たち意見は言ってもいいと思うんですけどね、審議するのは、農業委員の方と私は理解するんですよ。
- だからこの前執行部一任でよろしいかということと言ったもんですから、執行部の、要は農業委員の中で、決めていただければ私はいいというふうに判断しとったんですけど、私間違っていますかね。
- 事務局 すいません。それにつきましてはですね、正確には、運営委員に一任ということで、のご提案でしたので、それでいいですよということ、閉会ということになりましたので、それこそですね、一任で異議なしということで、議決も取ってないので、それ自体が有効でないとのそういう取扱いです。
- 清水委員 じゃ有効にしてやればいい。いや、だから農業委員会で議決を採ればいい。
- 大下委員 なかなか難しい問題と思うんですが、農業委員会としては、農業委員及び推進委員というのは一体となって活動していくというのが基本にあると思う。そこで、その中において、どういう議決をするというのは、やはり執行部の方々の考え方、…来たつもりです。

だから今後ね、こういった事案が発生するにあたって、事前審査を十分に行って、そしてその議決をどのようにするか。今回の場合は後になって、議決の云々っていうのは、やはり理屈として通らないというような感じがするんで、今我々として手を挙げていいか、挙げないでいいか、不安なんです。だからそのあたりのやり方、もうマニュアルを作って、今後改善していただきたい。以上です。

部会長 はい、ご意見ありがとうございます。

事務局 確かにですね、今後このような難しい案件については、極力、皆さま方でご審議いただいて、合意形成を踏まえた上で議決を取ることが望ましいというふうに考えておりますので、今後このような難しい案件につきましてはですね、丁寧に、丁寧に議論を重ねながら、議決という形で最終的に決をとりたいというふうに運営側としては考えておりますので、引き続きどうぞ皆さんご協力よろしく願いいたします。

部会長 十分議論をいただき誠にありがとうございます。例えば、出ました意見ですね、私の個人的な見解ですが、推進委員さんと農業委員さんの扱いについてはですね、具体的な内容については来期から、今皆さんが7月まで任期でございますので、7月までは今の流れのようで行っていきたくて私は思っております。

その辺については当然会長の判断とかもございまして、事務局の判断もございまして、来期に向けては、何らか動きがあると思っておりますが、とりあえず、今期は今までの流れの中でいきたくて思っています。

採決ということでございしますが、これは私はあくまで個人的な見解ですが、この農業委員会の事務局も申しましたように、合議体ということで、例えば、賛成が11で、反対が10だから、可決しますという組織ではないような、私気持ちを持っております。

ですから冒頭申しましたように、いつもですね、ここで他に異議はございませんかと問いかけをいたしまして、それが無いようでしたら、それでも承認だとか、可決だとかいう表現をしておりますので、本日もそれにのっとりまして、そういうふうに進めて参りたいと思っております。

この件について何かご異議、ご質問はございませんか。

委員数名 ありません。

部会長 はい、ありがとうございます。私の意見では、そういう行為はですね、やはりその結論は、皆さんが納得した上で、よかろうという判断の上でしていきたいと思っておりますので、本当に難しい問題が出たらまたその時は考えますが、これは追認ということで一応ですね、私の立場からしても、説明は尽くしたというふうに私は判断しておりますので、ここで皆さまに他に何かご異議は、ご質問はございませんかという問いかけでございます。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、事務局より提案がございました、11月にご審議いただきました議案につきましては、改めて承認ということで市長への報告を行うと思います。長い間、誠にありがとうございます。お疲れ様です。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、4番 中谷委員と5番 柳野委員です。よろしくお願い申し上げます。それでは、これで令和7年度第30回東部会会議を閉会いたします。